

平成 29 年 1 月 28 日制定

平成 29 年 3 月 25 日改正

日本維新の会 政務調査会規則

(目的)

第 1 条 本規則は、党規約第 10 条第 5 項に基づき、政務調査会の組織及び運営等に関し必要な事項について定める。

(政務調査会)

第 2 条 政務調査会は、政務調査会長（以下「会長」という。）並びに会長から指名される政務調査会長代行及び政務調査会委員（以下「委員」という。）により構成する。当該委員の総数は会長が決定する。

- 2 政務調査会は、党の政策の調査・研究に関する方針並びに政策を立案、審議決定する。
- 3 政務調査会は、会長を含む構成員の 2 分の 1 以上の出席により成立する。
- 4 政務調査会の議事は、出席者の過半数の意見をもって決する。
- 5 第 3 項の規定にかかわらず、政務調査会は、回議により行うことができる。
- 6 前項に規定する回議による政務調査会は、すべての政務調査会構成員に回議した時点で成立したものとみなす。
- 7 会長は、政務調査会の運営に必要な役職を定め、委員の中から指名することができる。

(政務調査会長執行機関)

第 3 条 会長は、政務調査会に部会を置くことができる。

- 2 会長は、必要と判断する場合、部会以外に必要な部署とその長を定めることができる。
- 3 会長は、前 2 項により部会の長及び部署の長を委員の中から指名し、構成員を選任することができる。
- 4 部会長及び部署長は、会長の承認の上で、それぞれの構成員を選任することができる。

(維新政治塾)

第 4 条 日本維新の会の基本政策の実現に向けた政治家の育成をするため、維新政治塾を政務調査会長の所管とする。

- 2 維新政治塾の運営に関する事項は、維新政治塾要綱として別に定める。

第 5 条 本規則に記載がない事項は、党規約において委任を受けた事項に限り、会長がその決定を行う。

附則

本規則は、決定と同時に発効する。

附則

この規則は、平成 29 年 3 月 25 日開催の党大会において改正予定の党規約の施行と同時に施行する。